

◎ 労務費見積り規程

平成 26 年 10 月 1 日

HIDA 14-10-264

最新改正 令和 5 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人海外産業人材育成協会が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な労務費の見積り等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第 2 条 受託等事業の実施に必要な労務費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の労務費契約額は、この規程により見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託し、又は発注する者（以下「委託者」という。）の事由により、この規程に基づき見積る労務費により契約を締結することができない場合は、委託者との協議の上、別に定める方法により計算する額によることができる。

3 労務費の計算は、当該受託等事業に従事した職員について、次条に定める労務費単価に事業に従事した時間数又は日数を乗じて得た額とする。

(労務費単価)

第 3 条 労務費単価は職員の雇用維持に必要な費用を別表に規定する区分別に算出した平均単価を基準として定める。

(労務費単価の改定)

第 4 条 前条に定める労務費単価について、実態に照らし著しく差異が生じる等の事情が発生した際はこれを改定することができる。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めがないこと又はより難しいことについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (HIDA15 - 03 - 007)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (A0TS21 - 01 - 47)

この規程は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (A0TS22 - 03 - 335)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

別表

1. 国内勤務者

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
Ⅵ区分	Ⅵ区分	8,800	66,000
Ⅴ区分	Ⅴ区分	7,200	54,000
Ⅳ区分	Ⅳ区分-1	7,200	54,000
	Ⅳ区分-2	6,700	50,250
	Ⅳ区分-3	5,800	43,500
Ⅲ区分	Ⅲ区分	5,800	43,500
Ⅱ区分	Ⅱ区分	4,200	31,500

2. 海外勤務者（バンコク）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
Ⅵ区分	Ⅵ区分	13,800	89,700
Ⅴ区分	Ⅴ区分	12,300	79,950
Ⅳ区分	Ⅳ区分	12,100	78,650
Ⅲ区分	Ⅲ区分	11,600	75,400
Ⅱ区分	Ⅱ区分	8,800	57,200

3. 海外勤務者（ジャカルタ）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
Ⅵ区分	Ⅵ区分	12,400	86,800
Ⅴ区分	Ⅴ区分	11,000	77,000
Ⅳ区分	Ⅳ区分	10,900	76,300
Ⅲ区分	Ⅲ区分	10,400	72,800
Ⅱ区分	Ⅱ区分	8,100	56,700

4. 海外勤務者（ニューデリー）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
Ⅵ区分	Ⅵ区分	11,700	93,600
Ⅴ区分	Ⅴ区分	10,500	84,000
Ⅳ区分	Ⅳ区分	10,400	83,000
Ⅲ区分	Ⅲ区分	10,000	80,000
Ⅱ区分	Ⅱ区分	7,800	62,400

注： 労務費単価区分「Ⅳ区分-1」は役割責任区分Ⅵ区分（部長・館長・室長・特命部長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「Ⅳ区分-2」は役割責任区分Ⅴ区分（グループ長・上級担当長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「Ⅳ区分-3」はグループ長補佐・担当長に任命した職員